

一般社団法人ここてらす定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ここてらすと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県三養基郡基山町宮浦259番地43に置く。

(目的)

第3条 当法人は、シングルマザーや子供たちに食や居場所を提供し、シングルマザーや子供たちの充実した生活と社会づくりに寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ運営事業
- (2) 食の提供
- (3) シングルマザー支援事業
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、援助を行う個人及び団体

(入会)

第6条 正会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 正会員はいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 当法人の正会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は正会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその正会員を除名することができる。

(正会員の資格喪失)

第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年4月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(議決権)

第14条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故がある時は、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第17条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事1名以上5名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第23条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで変換しない。

3 基金の返還手続きについては、基金の変換を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるとする。

第6章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年を1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第28条 当法人は次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る)
- (3) 破産手続開始開始の決定
- (4) その他法令で求める事由

(残余財産)

第29条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人もしくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る)に贈与する

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時理事は次の通りとする。

設立理事	下楠 蘭 康 司
設立時代表理事	入 江 航

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

住所	佐賀県三養基郡基山町大字宮浦552番地39
設立時社員	入 江 航
住所	佐賀県鳥栖市弥生が丘2丁目184番地2
設立時社員	下楠 蘭 康 司

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ここてらす設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年 1 2 月 日

設立時社員 入 江 航 印

設立時社員 下楠 蘭 康 司 印